

里親支援機関の設置の取り組みについて

平成31年4月16日

北海道里親会連合会、札幌市里親会、北海道ファミリーホーム協議会による合同研修会

NPO法人 静岡市里親家庭支援センター 理事長 眞子 義秋

私は若い頃 社会福祉を学ぶと同時に児童養護施設で4年子ども達との生活を経験した。

その中で子どもが家庭で育つことの重要性を認識した。

その後、静岡県に採用され児童相談所で児童福祉司として仕事を7年してきた。

そこで養護施設、里親委託、里親会の事務も担当した。児童相談所長も経験したが、里親推進するには児童相談所での限界を感じた。

定年退職後は里親推進に努めて現在に至る。

里親会活動

平成17年4月に、静岡市は政令指定都市になり児童相談所が開設された。

里親会も静岡県里親連合会から独立して静岡市里親会が開設した。

事務局は児童相談所内に置く。

児童相談所の里親支援担当は、ケースワーカー 常勤1名と非常勤の里親推進員が配置された。

里親推進員の活動が里親会活動、里親家庭支援センターの運営に大きな力となっている。

会長に就任

児童相談所との連携については、開設当時から児童相談所長と里親会の在り方について話し合いをしてきた。当初から里親に対して理解が示された。

児童相談所長との話し合いが重要。

里親会員については、日頃から里親同士のコミュニケーションが一番大切であるため「里親家庭はみんな家族の気持ちでやっていきましょう」を目標にしてスタートし、その気持ちは現在も続いている。

会の運営 【役員会】 二カ月に一回役員会を開催し、事業の内容や里親会の運営等について話し合う。

なでしこ通信

里親会の活動について、全員に今取り組んでいること等情報を発信し情報を共有するため、開設時から「なでしこ通信」（A4更紙）を毎月作成し、発行。

里親サロンの開催

里親同士日頃の悩み等を気軽に話せる場所が必要との意見もあり、平成18年に先輩里親宅で年6回開催した。昼食をしながら意見交換、現在も続いている。

里親促進事業推進の配置

先輩里親11名を配置し里親宅へ訪問や関係機関との連携にあたる。訪問時はなでしこ通信をもって各里親家庭を訪問した。家庭訪問した状況は、毎月の相談員会議に報告して問題解決にあたった。

ちびっこサロ

ン
乳幼児特有の養育不安や悩みについて情報交換したり、先輩里親からのアドバイスを受けたりする機会として、「ちびっこサロン」を市内の公園や児童相談所プレイルームを会場として年10回開催。また、未受託里親や里親希望者にも同席してもらい、乳幼児の養育について知ってもらうよい機会としている。

役員会ではこれからの会の運営について議論していたが、会の運営を活発化するためには里親会自ら「こどもたちのために」活動できないか話し合っていた。

平成23年児童福祉法改正により、里親支援事業の委託先がNPO法人も受託可能となったので、役員会で「里親支援機関事業を里親会が中心にしてやることを提案し『里親を里親が支援しましょう』」。

NPO法人構想は以前から会長が描いていた。その構想は児童相談所長からもまた関東ブロック会長会議にも提案したが、却下された経過がある。

平成22年にNPO法人静岡市里親家庭支援センターを設立。啓発、研修、相談支援を3本柱に活動した。NPO法人設立と同時に事務所を児童相談所から移ることが必要になり、静岡市市民活動センター3年籍を置き活動した。資金もないスタートでした。

児童相談所に支援事業を里親会と一緒に委託するよう働きかけた。

平成23年4月に里親支援事業の啓発・研修事業が委託された。

相談支援事業も委託されれば、児童相談所との連携が不可欠であるので、児童相談所付近の空き事務所を探したがみつからなかった。

平成25年4月に措置権を除く里親支援業務が全面委託された。

これまで児童相談所内に置かれていた推進員の非常勤職員2名は支援センターに配置された。

支援機関が里親と一体となって活動をしている。

県域での活動

<p>県と政令指定都市との連携 推進計画に里親意見を反映させる。 予算には陳情書を提出する。議員にも。 里親会を含めて里親推進協議会の設置 統一して行う</p> <ul style="list-style-type: none">①里親月間行事 講演会の開催②広報活動③里親研修	<p>児童相談所との連携 里親推進するためには連携が不可欠である。 措置権を持っている。所長の考えが大きく左右する 定期的な話し合いが必要 児童相談所との連携を図るためには、里親会も同じ 区域に必要</p>
<p>児童養護施設・乳児院との連携 懇談会の開催 ボランティア</p>	<p>啓発 地元新聞 ラジオの活用</p> <p>啓発 出前講座 大学等</p>

里親支援機関の設置に向けて

里親養育包括支援機関のガイドラインが公表された。その中で一貫した体制で継続支援の必要性が示された。

児童相談所か民間に委託するか。児童相談所でやるかであるが、児童虐待対応や職員の転勤等を考えると、児童相談所が推進するのは困難と思われる。

そのためには、民間団体で受託できる支援機関が必要。

民間支援団体を作るためには、里親会も積極的に関わりを持つ必要がある。

また、支援機関は児童相談所単位に設置が望ましいので、里親会も児童相談所単位にして活動することが望まれる。

里親委託を推進するためには、里親支援機関の設置が重要となる。